

大阪広域水道企業団職員の退職手当に関する規程の一部を  
改正する規程のあらまし

- 1 給料表の改正による給料月額の引下げを踏まえた国家公務員の退職手当の調整額の引上げに準じ、職員の退職手当の調整額の引上げを行うなど所要の改正を行います。
- 2 この規程は、平成27年4月1日から施行します。